



「道路運送法の一部を改正する法律案」

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法案」

<p>2000年改正/02年施行 道路運送法改正 (免許制を許可制に変更など需給調整撤廃)</p>	<p><b>×</b> 供給過剰/過当競争 ① 10年で日車営収は2割減 ② 需給バランスも崩れ</p>	<p><b>×</b> 賃金低下/違法増加 ③ 全産業の約6割の賃金</p>
<p>2007年改正/08年施行 タクシー業特祖法改正 (運転者登録実施の指定地域拡大など)</p>	<p><b>×</b> 事故多発/安全喪失 ④ タクシーだけ事故増加 ⑤ 宮城で事故が一時4割増</p>	<p><b>×</b> 交通渋滞/環境悪化 ⑥ 今年1月東京 実車率4割</p>

\* データは別紙参照 (①~⑥) のこと



政府・与党の取り組み

民主党の取り組み

<p>・08年12月18日、交通政策審議会が答申 「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」 (「タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG」で作業)</p>	<p>・09年1月28日、『次の内閣』が了承 「タクシー改革ビジョン」(中間報告) &lt;基本的考え方&gt; (1) タクシーは公共交通機関 (2) タクシー行政は地方が主体 (3) 業界努力が報われ、悪質事業者の排除・供給調整が進み、利用促進と需要が拡大 (4) 「安全に配慮した適正な運賃」が原則</p>
---	--

<p>(政府案) 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法案」 ○台数過剰、営業収入が落ち込んでいる営業区域を国土交通相が「特定地域」に指定 ○事業者は共同で「特定事業計画」を作成。国交相が認定すれば特別措置として一斉減車等が可能</p>	<p>★(民主党案その2) 問題の抜本解決 「道路運送法の一部を改正する法律案」 ○「タクシー事業の公正競争確保」を目的に追加 ○新規参入は需給要件有の許可(現行は要件無しの許可) ○増車計画は需給要件有の認可(現行は要件無しの届出) ○不要となる緊急調整地域は廃止 ○運賃・料金は適正原価に適正利潤を加えたものとし、「安全に配慮した適正な運賃」を実現(現行は適正利潤を加えたものを超えないもの) ○事故の報告規定を厳正化。悪質業者の市場からの撤退促進</p>
---	--

★(民主党案その1 = 上記の政府案の修正)  
「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法案」  
○「地域公共交通の健全な発展」を目的に追加  
○地域計画拡充、首長等との関わりを強化  
○資金融通等の支援追加 ○3年後の法見直し



\* 司法判断も追い風に、別紙資料あり

<安全・安心と快適・納得> 民主党政権でタクシーを取り巻く国民生活はこうなる!

\* 少子高齢社会を支え、国民生活のライフラインとなるタクシー

<p>○ タクシー事業は…… ○供給過剰が是正 ○新規需要が拡大</p>	<p>○ タクシー運転手は…… ○運転手の賃金もアップ ○法律順守の経営</p>
<p>○ 利用者は…… ○事故が減少 ○安心して乗れる</p>	<p>○ まちは…… ○交通渋滞が解消 ○エコにも優しく</p>



タクシーも利用しやすくなったわね。運転手さんの生活も良くなったそうですね。

●Lose-Lose 「消費者・利用者も、事業者・運転手も不幸」(現状)  
○Win-Win 「消費者・利用者も、事業者・運転手もハッピー」(未来)